被告人を懲役1年に処する この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。 由

(罪となるべき事実)

(罪となるへき事実) 被告人は、平成17年4月1日から同年12月11日までの間、県営A自治会の会長として同自治会の会務を総括するとともに、同自治会の駐車場維持管理費等の支出、管理等の業務に従事していた者であるが、同年4月27日ころから同年11月14日ころまでの間、前後20回にわたり、同自治会のため業務上預かり保管中の神戸市B区C町ョ丁目 b番c号D銀行E支店同自治会名義の普通預金口座から、ほしいままに、現金合計67万4000円を払い戻し、そのころ、これを自己の用途に使用するため着服して横領したものである。

省略

(横領額についての補足説明)

「横領額についての補足説明)本件公訴事実は、被告人が、前後20回にわたり、前判示の現金合計額より7000円多い合計68万1000円を 着服横領したというものであり、具体的には、別表の番号2記載の平成17年5月11日の着服額は前判示の8000円ではなく1万5000円であるとするものである。しかしながら、関係各証拠によれは、被告人は、同年5月の連休前に、前記自治会会員から同会管理の駐車場の解約に伴う返還金(これ自体は、前任の自治会会長時代に発生していたもので、その支払事務が被告人に引き継がれていたもの)として7000円を支払うよう請求されたが、手持ち現金がなく支払えないままになっていたところ、同日に至り、1万5000円を支払うよう請求されたが、手持ち現金がなく支払えないままになってところ、同日に至り、1万5000円を支払うよう請求されたが、手持ち現金がなく支払えないままになっていたところ、同日に至り、1万5000円を支払うよう請求されたが、手持ち現金がなるしてのうち7000円についてともと上記返還金の支払に充てるると、上記払戻しに係る1万5000円のうちう意思はなかったとみるのが自然であって、その結果、横領金額は公訴事実より700円少なくなるというでう意思はなかったとみるのがこれに対し、検察官は、当時の被告人の認識をしては、自己の飲食等に充てるために預金を払い戻すという意識が強いたから、結果的に払戻金額の一部を上記支払に充てたとしても、払い戻した1万5000円の全部についる意識が強いためら、結果的に払戻金額の一部を上記支払に充てたとしても、払い戻した1万5000円の全部については、同年4月20日に被告人が支払った防火管理講習費7000円できない。他方、弁護人は、上記返還金7000円については、同年4月20日に被告人が支払った防火管理講習費7000円をもつにきない。

、被告人の判示所為は包括して刑法253条に該当するので、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役1年に処し、情状により同法25条1項を適用してこの裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予し、訴訟費用は、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、団地自治会の会長であった被告人が、業務上預かり保管中の自治会の金員を横領したという事案である。動機、経緯に酌むべきものがないこと、半年余りの間に20回にわたって常習的に犯行を重ねており、規範意識の希薄さがうかがわれることなどに照らすと、その刑責を軽視することはできない。しかし、他方では、合計被害金額はさほど大きくないこと、これまで合計10万円を弁償していること、被告人は、交通関係の古い罰金前科4犯を有するものの、昭和61年以降は前科を有していない上、おおむね事実を認めて反省していることなど、被告人のために酌むべき事情も認められるので、これら諸事情を総合考慮して刑を量定した。

よって、主文のとおり判決する。 平成18年6月30日

神戸地方裁判所第1刑事部

的 場 裁判官 純 男